平成２２年（フ）第１４３号
山梨県南アルプス市六科1397番地５
債務者　小林　　仁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
岐阜市小西郷１丁目88番地２　ファミーユ木村Ｃ201号室、住民票上の住所岐阜県山県市佐賀355番地
債務者　大野日出美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
岐阜県羽島郡笠松町田代234番地
債務者　久保奈美子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
岐阜県瑞穂市別府360番地５
債務者　向明戸真由美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
岐阜県瑞穂市稲里441番地１　パナハイツ錦見Ｃ棟102号
債務者　山本　浩司
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
岐阜県山県市西深瀬1603番地
債務者　大澤加代子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９６１号
名古屋市緑区浦里１丁目83番地　鳴海西団地２棟303号
債務者　工藤　啓輔
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７５号
名古屋市緑区大形山511番地　エスポワール滝の水206号
債務者　芝田　雅彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７６号
名古屋市緑区大形山511番地　エスポワール滝の水206号
債務者　芝田　　弓
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県丹波市氷上町石生77番地　サンコーポラス２―105号
債務者　上山　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第３号
広島県山県郡安芸太田町大字上殿598番地１
債務者　長尾　勝美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９号
広島市安佐北区白木町大字三田6006番地４
債務者　真旧　栄子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０号
広島市安佐北区白木町大字三田6006番地４
債務者　山本カチ子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６号
広島市安佐南区西原２丁目16番11―104号
債務者　山本　満子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８号
広島市西区井口台２丁目１番12―406号
債務者　関根千恵美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５１号
広島市中区吉島東１丁目５番７―305号
債務者　岸　　隆志
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３号
広島市安佐南区八木９丁目24番24―202号
債務者　加茂　利男
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３号
広島市東区二葉の里２丁目３番10―204号
債務者　宮内　幸恵
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部